

## 緊急通報システム利用確約書

年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

ふりがな  
氏 名

緊急通報システムを利用するに当たり、次の事項を確約します。

- 1 自らの急病、事故等の緊急時に、通常の電話操作が困難な場合以外は、緊急通報ボタンを使用しません。
- 2 緊急通報機器の通報試験及び現状の変更は、市長の承認を得ないで行いません。
- 3 鍵の管理は、次のとおりです。
  - (1) 緊急通報協力員 氏に預ける。
  - (2) 鍵 管 理 者 氏に預ける。
- 4 緊急通報を発し、緊急通報協力員等からの様態確認電話に対応しない場合は、協力員等の住宅内への立入りを認めます。
- 5 緊急時に緊急通報協力員等が住宅内に立ち入る際に、住宅等の一部に破損が生じてもその損害賠償責任を問いません。
- 6 緊急通報システム利用申請書の記載事項に変更があつたときは、速やかに所定の届出を行います。
- 7 市からの通知等を緊急通報協力員等に伝えます。
- 8 緊急通報機器の保守点検を行います（被貸与者を除く。）。
- 9 緊急通報機器の保守点検に協力します（被貸与者に限る。）。
- 10 東広島市緊急通報システム事業実施要綱の規定を遵守します。